



バイヤーの皆様への御案内

■はじめに■

この度は国際宅急便をご利用頂きまして誠に有難うございます。昨今、日本税関は買付け商品に対する通関審査を強化しており、以前であれば問合せを受けなかった内容も、詳細に報告が求められる状況にございます。

このような状況をご理解頂き、円滑な輸送と通関作業＝輸送期間の短縮をする為に、必要な事項を纏めましたので、ご案内させていただきます。

ポイント1

・正確な商品インボイスの作成

- ①実際の貨物とインボイス記載内容の一致
- ②商品カテゴリー毎に求められる特徴の把握

ポイント2

・裏付けとなる商品レシートのコピーの添付

注意 輸入実績があまりないバイヤー様の買付け商品は、殆どの場合、貨物検査となります。その場合も、上記2点を遵守して頂く事で短期間に検査が終了致します。

不備がありますと・・

商品のお届け遅延と追加費用が発生致します。

- ・お届け遅延 ⇒ 平均7～10日の遅延
インボイスの再作成、レシートの取寄せ、内容点検作業 など
- ・追加費用 ⇒ 実費 (平均3～4万円)
内容点検作業料、過少申告による追徴課税、重加算税 など

1. 商品ご購入時にお願いしたい事

(1) レシートの取得および保管

■フリーマーケット等でのご購入でレシートが出ない場合

手書きのノート・メモをお使い頂き下記①～⑥の内容をご記入お願い致します。

<例>

Dec. 20th 2015		San Francisco Castro Street Free Market			
①日付		②場所			
T-Shirts	\$2.00 x 10 pcs =	\$20.00	David	David	
③商品	④商品単価 個数	合計金額	⑤販売者	⑥サイン	

(2) レシート番号と商品ごとのサブ番号の記入

ID
番号

レシート番号

+

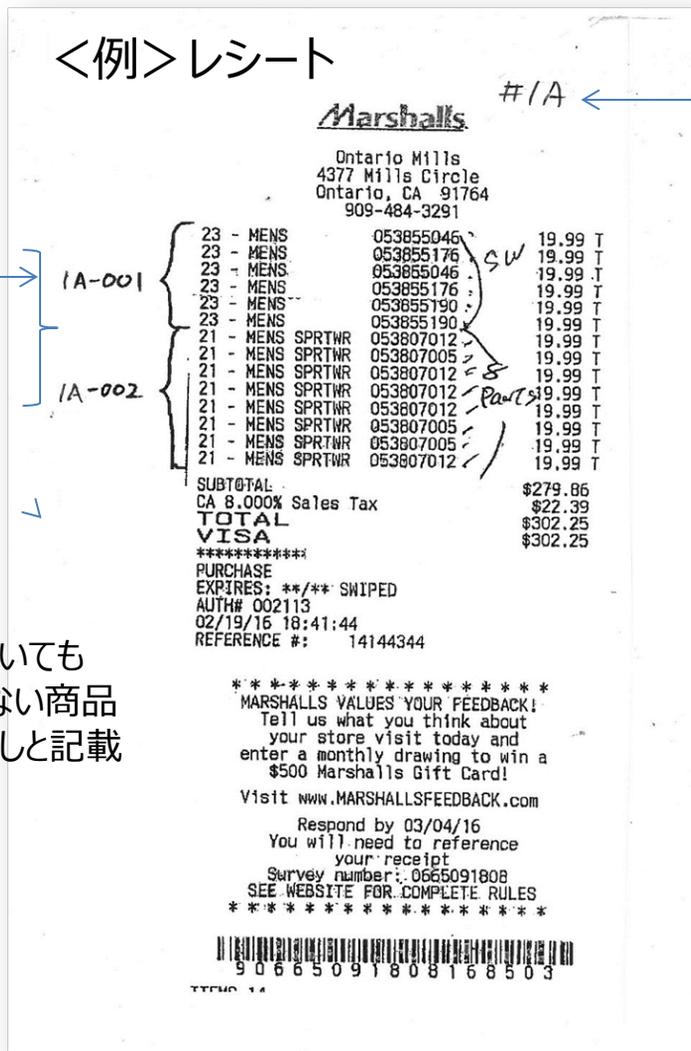
商品ごとのサブ番号

- ・任意の番号で構いません。
- ・インボイスへのご記入
お願いします。

注意

レシートに記載されていても
実際には送られていない商品
については『SHIP』なしと記載
お願いします。

※ID番号が記入されたレシート
につきましては、弊支店にて
コピーを取らせて頂きます。



<例>レシート

#1A ←

レシート
番号

2-1. 頻出カテゴリーのインボイス作成について

(1) 衣類 (帽子、マフラー、手袋など含む) ↓ 要記載事項

新品の場合

- a. 商品名 (例) Tシャツ、ジャケット、手袋など M=month 18ヶ月
- b. 対象者
 ①乳幼児用の場合：服のサイズ (例：18M or 2T など) T=toddler 2才
 ②上記以外の場合：メンズ or レディースのみ ※Unisexの場合はレディース
- c. 素材
 複数使われている場合はその比率：(例) 綿50% , アクリル50%
- d. 「編み」・「織り」の明記
 編み：ニット製品、Tシャツ / 織り：ナイロン製品、デニム
- e. Tシャツの場合はプリントの「有り」・「無し」を明記
- f. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合
 ワシントン条約抵触確認の為、学名 (※) の記載が必要です。
 (※) 動物・魚・植物等のすべてにつけられている学術名。学名により、抵触が否か判断されます。
 また、税関で抵触品が発見された場合、滅却となり、その手続きの時間と費用を要します。
 学名が分からない場合は、弊社社員に御相談下さい。
- g. 原産国

記入例

Item Description	New Used	Mens/Ladies child	Material (素材・原材料)	Country of Origin (原産国)
Tシャツ	新品	メンズ	編 綿71%/ポリエステル29% プリント有	中国
手袋	新品	レディース	鹿革・Cervus Canadensis	イタリア
靴下	新品	子供用 24M	編 綿74%・ポリエステル23%・ポリウレタン3%	中国

中古の場合

- a. 商品名 b. 素材 最も構成材質の高い素材を記載お願いします。(例) 綿
- c. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合
 ワシントン条約抵触確認の為、学名 (※) の記載が必要です。
- d. 原産国 中古の場合は「アメリカ (米国)」となります。

記入例

Item Description	New Used	Mens/Ladies child	Material (素材・原材料)	Country of Origin (原産国)
ジャケット	used	-	綿	アメリカ
コート	used	-	毛皮 羊 ARIES	アメリカ

2-2. 頻出カテゴリーのインボイス作成について

(2) 履物

↓要記載事項

新品の場合

a. 商品名 履物の種類 (例) スニーカー、ブーツ、サンダルなど

b. 対象者

メンズ or レディース ※Unisexの場合はレディース

c. 甲および底の部分の素材

(例) 甲・革 / 底・ゴム

※甲・底がそれぞれ2種類の素材が使われている場合は、それぞれの素材を記入し、素材の多い方を示します。

(例) 甲・革>布 / 底・ゴム>革

d. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合

ワシントン条約抵触確認の為、学名の記載が必要です。⇒詳細は衣類の項をご参照お願いします。

e. 原産国

記入例

Item Description	New Used	Mens Ladies	Upper Material (甲・材質)	Sole Material (底・素材)	Country of Origin (原産国)
スニーカー	新品	レディース	布	ゴム	中国
ビジネス靴	新品	メンズ	牛革>布	ゴム>牛革	イタリア

中古の場合

a. 商品名 履物の種類 (例) スニーカー、ブーツ、サンダルなど

b. 甲および底の部分の素材

複数使われている場合は最も構成材質の高い素材を記載お願いします。

(例) 甲・革 / 底・ゴム

c. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合

ワシントン条約抵触確認の為、学名の記載が必要です。⇒詳細は衣類の項をご参照お願いします。

d. 原産国 中古の場合は「アメリカ (米国)」となります。

例

Item Description	New Used	Mens Ladies	Upper Material (甲・素材)	Sole Material (底・素材)	Country of Origin (原産国)
スニーカー	Used	-	布	ゴム	アメリカ

2-3. 頻出カテゴリーのインボイス作成について

(3) バッグ・カバン・財布

↓ 要記載事項

新品/中古とも共通

- a. 商品名 鞆の種類 (例) ハンドバッグ、バックパック、トートバッグなど
- b. 商品番号 (型番)
所謂、ブランド品につきましては、記載をお願いします。
- c. 対象者
メンズ or レディース ※Unisexの場合はレディース
- d. 素材
- e. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合
ワシントン条約抵触確認の為、学名の記載が必要です。⇒詳細は衣類の項をご参照をお願いします。
- f. サイズ
縦・横・幅のサイズをセンチメートルで記載をお願いします。
- g. 留め具の「有り」・「無し」を明記
(留め具とはバッグをひっくり返しても中身が落ちないものを指します。従いましてファスナーも鞆全体を覆っているものであれば、留め具となります。)
- h. 貴金属 (メッキ含む) の「有り」・「無し」を明記
- i. 貴金属 (メッキ含む) が有る場合
縦・横・幅のサイズをセンチメートルで記載をお願いします。
- j. 原産国

記入例

Item Description	New Used	Item No. 商品番号	Mens Ladies	Material (素材・原材料)	Size (cm) (縦・横・幅)	留め具 有無	貴金属 (メッキ)		Country of Origin (原産国)
							有・無	サイズ(cm)	
ハンドバッグ	新品	M53152	レディース	PVC/牛革	25・20・10	有	有	3・5・1	タイ
トートバッグ	新品	-	メンズ	ナイロン	30・20・15	無	無	-	中国

2-4. 頻出カテゴリーのインボイス作成について

(4) ファブリック (生地・反物)

↓要記載事項

新品/中古とも共通

- a. 商品名 FABRIC (ファブリック) と記載をお願いします。
- b. 素材 複数使われている場合はその比率も記載をお願いします。
- c. サイズ (長さ・幅)
- d. 漂白、浸染、捺染 (なせん) の有無
- e. 原産国

(5) アクセサリー・身辺細貨

↓要記載事項

新品/中古とも共通

- a. 商品名
- b. 素材 複数使われている場合はその比率も記載をお願いします。
- c. 素材が革製 (牛革除く) および毛皮製の場合
ワシントン条約抵触確認の為、学名の記載が必要です。⇒詳細は衣類の項をご参照をお願いします。
- d. 貴金属メッキの有無
ある場合は、貴金属の種類とメッキを施した素材を記載をお願いします。
(素材例) 真鍮、チタン、ステンレス、ブラス (黄銅) など
(貴金属例) 金、銀、白金、ロジウム など
- e. 貴石の有無 ある場合は、宝石の種類を記載をお願いします。
- f. 原産国

3. 販売目的の買付け品において、国際宅急便では送れない商品

- ・食品、飲料、食器（お皿・コップ・グラス・スプーン・フォーク・お箸など）、キッチン用品、薬、サプリメント、歯磨き粉、化粧品、など口や顔に触れるもの。
- ・医療機器、美容機器、などの他法令にあたるもの。
- ・コンバース、などの商標権の侵害にあたるもの。
- ・免税となる商品（骨董品等）で日本で免税手続きや証明書が必要なもの。

以上、御不明な点がございましたら、最寄の支店にお気軽にお問合せ下さい。

最寄の支店の検索は、こちらとなります。↓

https://www.yamatoamerica.com/info_branches.aspx